		日	号外	ページ
二四六	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の効力発生に関する件	三一	三	三
二四七	返納を命じた旅券を無効とする件	三一	三	三
	○財務省			
一八二	関税法施行令第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件の一部を改正する件	一	六	三
一八三	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定する件	三	150	二三
一八四	大韓民国産炭酸二カリウムに対して不当廉売関税を課する期間を延長することが決定した件	八	153	一六
一八五	輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件	八	153	一七
一八六	中華人民共和国産若しくは台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して関税定率法第八条第九項の規定により暫定的な不当廉売関税を課することが決定した件	八	153	一九
一八七―一九三	国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	九	154	一四
一九四―一九六	国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	九	154	一九
一九七―一九九	個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示	九	154	二〇
二〇〇	電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件について	一〇	155	七
二〇一―二〇四	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	一〇	155	一〇
二〇五	国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示	一〇	155	一二
二〇六―二〇七	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	一〇	155	一三
二〇八	国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件	二四		四
二〇九	大韓民国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ビスフェノールAに対する関税定率法第八条第五項に規定する調査の期間の延長の件	二四	164	六〇
二一〇	大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板について関税定率法第八条第九項に規定する事実を推定することを決定した件	二四	164	六〇
二一一	大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査の期間の延長の件	二四	164	六三
二一二	個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件	三〇	171	四〇
	○財務省、農林水産省			
二一三	株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件	二一		二
二一四	農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件	二一		四
	○財務省、経済産業省			
八	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件	二一		四
	事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示	三一	172	二五五
	○国税庁			
二〇	国税通則法施行令第四十二条第二項ただし書の規定に基づき、国税通則法第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定する件の一部を改正する件	三		二
	○文部科学省			
九七	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項第三号及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定する件	三	150	二三
九八	強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件	六	151	一
九九	文化財を登録有形文化財に登録する件	九	154	二二
一〇〇	文化財保護法第五十九条第三項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件	九	154	二六
一〇一	登録有形文化財の名称を変更する件	九	154	二六
一〇二	専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修を定める件の一部を改正する告示	一六		一
一〇三	強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件	二七	167	三五
一〇四	令和八年文部科学省告示第六十一号の一部を改正する件	三一	172	二五五